



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

最低賃金引上げ額は「平均 25 円」で過去最大の上げ幅に！

◆引上げ額は全国平均で 25 円

7 月 27 日に開催された厚生労働省の第 49 回中央最低賃金審議会において、今年度（平成 29 年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は 25 円（昨年度 24 円）、改定額の全国加重平均額は 823 円（同 798 円）となっています。

◆全都道府県で 20 円を超える目安額に

各都道府県に適用される目安のランクは以下のようになっています。

【各都道府県に適用される目安】

- ・A ランク（引上げ額 26 円）
…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の 6 都府県
- ・B ランク（引上げ額 25 円）
…茨城、富山、長野、静岡、京都、広島など 11 府県
- ・C ランク（引上げ額 24 円）
…北海道、宮城、群馬、新潟、岐阜、山口など 14 道県
- ・D ランク（引上げ額 22 円）
…青森、岩手、福島、鳥取、

長崎、鹿児島、沖縄など 16 県全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率は昨年度と同じ 3.0%です。

◆改定は 10 月から
今後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します（10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です）。

上記の目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年以降、過去最高額となる引上げとなります（昨年度は 18 円）。

増加の一途をたどる過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患に関する労災請求

◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害に関して、平成 28 年度の集計結果が公表されま

したので、その内容をまとめます。

◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。

業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運送業、郵便業」が 212 件と最も多く、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。

年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。

時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

◆精神障害に関する労災補償状況

精神障害の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から 1 件減の 198 件で



した。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。

業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています

年齢別では、「40～49 歳」歳の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

◆裁量労働制対象者に係る支給決定件数

過去 6 年間で、「裁量労働制対象者」に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は 22 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 21 件、企画業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 1 件ありました。

企業側は、事業場の事故に限らず、労働時間・働き方等の管理に厳重な配慮が必要です。

中小企業の「健康経営」への関心度と関係省庁の取組み

◆中小企業に浸透していない？

東京商工会議所は、東京都内の中小企業を対象とした「健康経営」に関する取組みについての調査をまとめました。

その結果、約 6 割の企業は「健康経営」について認知しており、約 2 割の企業はすでに「実践している」と回答しました。

一方、健康経営の言葉自体を「聞いたことがない」企業は約 4 割もあり、認知度がまだまだ低いことが浮き彫りとなりました。

◆関心はあるが、その効果は未知数

また、健康経営を進めるうえでの課題（複数回答）として、「どのようなことをしたらよいか分からない」が 38.1%と最も多く、「ノウハウがない」「社内の人員がいない」（ともに 22.7%）、「予算がない」（12.5%）と続いています。

中小企業は、健康経営に関心があるにもかかわらずその効果がわからず、また、実践するための予算や人員が確保できないため、取組みをためらっているようです。

健康経営は、企業が従業員の健康管理をすることで組織全体が活性化し、長時間労働の是正や生産性の向上の効果にもつながるとされています。

◆「健康経営」に関する主な取組み

関係省庁の主な取組みとして、経済産業省は、東京証券取引所と共同で毎年「健康経営銘柄」を選定して公表することで、企業の健康経営の取組みが株式市場等において評価される仕組みづくりに取り組んでいます。

また、厚生労働省は今年 7 月に「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、事業主と健保組合等が連携（コラボヘルス）して健康増進に向けた取組みを行うためのものです。

また、健保加入者の健康情報の分析を行うことで、個人の状況に応じた保健指導や効果的な予防・健康づくりのアドバイス等が期待されます。